

○経済産業省告示第百二十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和八年九月十八日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。	輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。

一〇三十 (略)	一〇三十 (略)
三十一 ペルフルオロオクタン酸関連物質 (次に掲げるものをいう。第三十八号において同じ。)	三十一 ペルフルオロオクタン酸関連物質 (次に掲げるものをいう。)
イハ (略)	イハ (略)
三十二〇三十六 (略)	三十二〇三十六 (略)
三十七 ペルフルオロアルカン酸 (炭素数が九から二十一までのものに限る。)(別名LC—P FCA)又はその塩	(新設)
三十八 長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)	(新設)

施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき
化学物質を定める省令（令和八年厚生労働省、
経済産業省、環境省令第六号）に規定するもの
（ペルフルオロオクタン酸関連物質を除く。）
をいう。）

三十九 チオりん酸[○]・[○]―ジエチル―[○]―（三

・五・六―トリクロロ―[○]―ピリジル）（別名
クロルピリホス）

四十 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十四か
ら十七までのものであつて、塩素の含有量が分
子量の四十五パーセント以上のものに限る。）

（新設）

（新設）

(別名MCCP)

四十一 (略)

三十七 (略)

附 則

この告示は、令和八年十一月二十二日から施行する。